

毛呂山町スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、毛呂山町の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が顕著な者及びスポーツ大会で優秀な成績を収めた者に対し、スポーツ賞を贈りその栄誉を顕彰するため必要な事項を定めるものとする。

第2条 スポーツ賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優秀選手賞
- (2) 功労賞

(選考基準)

第3条 優秀選手賞の選考基準は、次の各号の一に該当する者とする。選考対象期間は、前年9月から当年8月までとする。また、文部科学省、都道府県教育委員会又は日本スポーツ協会（これらの加盟団体を含む）が主催若しくは共催、主管、後援する大会を対象とし、特に優秀な技量を発揮し他の模範と認められた選手又はチームとする。

- (1) 埼玉県大会に於いて優勝した選手又はチーム
- (2) 埼玉県の予選又は選考を経て埼玉県代表として関東大会規模以上の大会出場した選手又はチーム
- (3) その他、毛呂山町体育協会会長（以下「会長」と言う）が特に認めた選手又はチーム

2 功労賞の選考基準は、次の各号の一に該当する者で、いまだ表彰を受けていない者に授与する。

- (1) 体育・スポーツの振興に10年以上寄与し、著しく功績があった者
- (2) 加盟団体にあって3期（6年）以上体育協会役員として功績があった者
- (3) 優秀選手またはチームの監督または指導者
- (4) その他特に表彰に値すると認められた者

(受賞資格)

第4条 受賞資格は、町内に在住、在勤、在学する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する選手又はチームは、表彰対象としない。

- (1) プロ契約をしている者
- (2) 実業団に所属し、若しくは企業等のスポンサー契約を締結している者

(受賞者の推薦)

第5条 スポーツ賞該当者が一般の場合は、加盟団体長が又小学生、中学生、高校生の場合は、各学校長または加盟団体長が、様式1号の推薦書に記載して当年8月末日までに会長宛て提出する。

2 加盟団体以外で該当する者がいる場合に於いては、会長の推薦とする。

(受賞者の選考)

第6条 前条により推薦された者については、常任理事会で選考するものとする。

(表彰)

第7条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

(規程の変更)

第8条 本規程の改正は、常任理事会で決定する。

附 則

本規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

令和 2 年 5 月 23 日一部改正

令和 7 年 5 月 31 日一部改正